

人事院は、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律に基づき、人事院規則一五―一四（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部改正に關し次の人事院規則を制定する。

平成三十一年二月一日

人事院総裁 一宮 なほみ

人事院規則一五―一四―三六

人事院規則一五―一四（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一五―一四（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分があるものは、これを当該傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分がないものは、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>（超過勤務を命ずる際の考慮）</p> <p>第十六条 各省各庁の長は、職員に超過勤務（勤</p> | <p>（超過勤務を命ずる際の考慮）</p> <p>第十六条 各省各庁の長は、勤務時間法第十三条</p> |

務時間法第十三条第二項の規定に基づき命ぜられて行う勤務をいう。以下同じ。）を命ずる場合には、職員の健康及び福祉を害しないように考慮しなければならない。

第十六条の二 各省各庁の長は、再任用短時間勤務職員等に超過勤務を命ずる場合には、再任用短時間勤務職員等の正規の勤務時間が常時勤務を要する官職を占める職員の正規の勤務時間より短く定められている趣旨に十分留意しなければならない。

（超過勤務を命ずる時間及び月数の上限）

第十六条の二の二 各省各庁の長は、職員に超過

第二項の規定に基づき正規の勤務時間以外の時間において職員に勤務することを命ずる場合には、職員の健康及び福祉を害しないように考慮しなければならない。

第十六条の二 各省各庁の長は、勤務時間法第十三条第二項の規定に基づき正規の勤務時間以外の時間において再任用短時間勤務職員等に勤務することを命ずる場合には、再任用短時間勤務職員等の正規の勤務時間が常時勤務を要する官職を占める職員の正規の勤務時間より短く定められている趣旨に十分留意しなければならない。

（新設）

勤務を命ずる場合には、次の各号に掲げる職員
の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間
及び月数の範囲内で必要最小限の超過勤務を命
ずるものとする。

一 次号に規定する部署以外の部署に勤務する
職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞ
れ次に定める時間及び月数（イにあつては、
時間）

イ ロに掲げる職員以外の職員 次の(1)及び

(2)に定める時間

(1) 一箇月において超過勤務を命ずる時間
について四十五時間

(2) 一年において超過勤務を命ずる時間に

ついて三百六十時間

ロ 一年において勤務する部署が次号に規定する部署からこの号に規定する部署となつた職員 次の(1)及び(2)に定める時間及び月数

(1) 一年において超過勤務を命ずる時間について七百二十時間

(2) イ及び次号（ロを除く。）に規定する時間及び月数並びに職員の健康及び福祉を考慮して、人事院が定める期間において人事院が定める時間及び月数

二 他律的業務（業務量、業務の実施時期その他の業務の遂行に関する事項を自ら決定する

ことが困難な業務をいう。)の比重が高い部署として各省各庁の長が指定するものに勤務する職員 次のイからニまでに定める時間及び月数

イ 一箇月において超過勤務を命ずる時間について百時間未満

ロ 一年において超過勤務を命ずる時間について七百二十時間

ハ 一箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の一箇月、二箇月、三箇月、四箇月及び五箇月の期間を加えたそれぞれの期間において超過勤務を命ずる時間の一箇月当たりの平均時間について八十時間

二 一年のうち一箇月において四十五時間を
超えて超過勤務を命ずる月数について六箇
月

2 各省各庁の長が、特例業務（大規模災害への
対処、重要な政策に関する法律の立案、他国又
は国際機関との重要な交渉その他の重要な業務
であつて特に緊急に処理することを要するもの
と各省各庁の長が認めるものをいう。以下この
項において同じ。）に従事する職員に対し、前
項各号に規定する時間又は月数を超えて超過勤
務を命ずる必要がある場合については、同項（
当該超えることとなる時間又は月数に係る部分
に限る。）の規定は、適用しない。人事院が定

める期間において特例業務に従事していた職員に対し、同項各号に規定する時間又は月数を超えて超過勤務を命ずる必要がある場合として人事院が定める場合も、同様とする。

3 各省各庁の長は、前項の規定により、第一項各号に規定する時間又は月数を超えて職員に超過勤務を命ずる場合には、当該超えた部分の超過勤務を必要最小限のものとし、かつ、当該職員の健康の確保に最大限の配慮をするとともに、当該超過勤務を命じた日が属する当該時間又は月数の算定に係る一年の末日の翌日から起算して六箇月以内に、当該超過勤務に係る要因の整理、分析及び検証を行わなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、職員に超過勤務を命ずる場合における時間及び月数の上限に關し必要な事項は、人事院が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 平成三十一年八月三十一日までの間におけるこの規則による改正後の規則一五―一四第十六条の二の二第一項第二号（ハに係る部分に限る。）の規定の適用については、同号ハ中「五箇月の期間」とあるのは、「五箇月の期間（平成三十一年四月以後の期間に限る。）」とする。